

汚染負荷量賦課金

# 申告・納付に関する留意点

商工会議所担当者用

(平成30年度)



独立行政法人  
**環境再生保全機構**



# 目次

---

---

1	納付義務者及び汚染負荷量賦課金の額	1
2	申告書の記載方法	6
3	申告と納付の方法	7
4	硫黄酸化物の年間排出量の算定	8
5	A様式を用いる場合の算定方法	10
6	B、C、D様式を用いる場合の算定方法	15
7	E様式及びb様式について	19
8	申告書に添付すべき書類	23
9	申告等に関連する諸届出	26
10	申告後に誤りを訂正する場合	29
11	強制徴収・罰則・書類の保存義務等	29
12	各届出書の提出方法	30,31
(参考)		
1	電子申告等届出書の記載上の留意点	32
2	代理人選任・解任届出書の記載上の留意点	33
3	名称等変更届出書の記載上の留意点	34



# 1 納付義務者及び汚染負荷量賦課金の額

納付義務者

## (1) 納付義務者

指定地域の解除があった日（昭和63年3月1日）の前日の属する年度の初日（昭和62年4月1日）に納付義務者としての要件を満たしていた事業者です。

具体的には、次の要件に該当する事業者が、汚染負荷量賦課金（以下「賦課金」という。）の納付義務者として、将来にわたって毎年度、申告・納付をする義務を負います。

- ① 昭和62年4月1日に、ばい煙発生施設等（大気汚染防止法（以下「大防法」という。）に定めるもの）を設置していた事業者。
- ② その施設が、硫黄酸化物（以下「SO<sub>x</sub>」という。）を排出し得るものであったこと。
- ③ その施設が、設置されていた工場・事業場（以下「事業所」という。）における最大排出ガス量の合計が、旧指定地域の場合5,000m<sup>3</sup>N/h以上、その他地域の場合10,000m<sup>3</sup>N/h以上であったこと

### 【参 考】

1. 最大排出ガス量とは、ばい煙発生施設を定格の能力（長時間安定して運転することができる最大限の能力）で運転したときの施設の排出ガス量（湿りガス）の合計をいいます。  
なお、最大排出ガス量の合計には、予備施設・休止施設などのガス量も含まれます。
2. 昭和62年4月1日に上記要件を満たしていた事業者は、4月2日以降に、ばい煙発生施設を改造または廃止して事業所の最大排出ガス量の合計が、旧指定地域5,000m<sup>3</sup>N/h未満、その他地域10,000m<sup>3</sup>N/h未満に減少した場合、事業所を閉鎖または廃止した場合でも汚染負荷量賦課金を申告・納付する義務があります。

汚染負荷量賦課金

## (2) 汚染負荷量賦課金の額

指定地域解除前の硫黄酸化物排出量を基本に、指定地域解除後のSO<sub>x</sub>排出量も勘案して算定します。具体的には、次の①②の額を

合算したものとなります。

過去分

① 過去分の賦課金額

各年度の要徴収額のうち6割分とし、各事業所の過去分の賦課金については、指定地域解除前5年間（昭和57～61年）の「算定基礎期間」における「過去分SO<sub>x</sub>累積換算量」に、過去分賦課料率を乗じて算定した額

現在分

② 現在分の賦課金額

各年度の要徴収額のうち4割分とし、各事業所の現在分の賦課金額は、各事業所の前年のSO<sub>x</sub>排出量に、地域に応じた現在分賦課料率を乗じて算定した額

【参 考】

過去分と現在分の負担割合は、公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という。）の政令によって6割:4割と定められています。

【注意事項】

過去分賦課金額及び現在分賦課金額に1円未満の端数があるとき、並びに合計金額に100円未満の端数があるときは、これらを切り捨てます。

前年のSO<sub>x</sub>排出量の算定には、大防法に規定されたばい煙発生施設等以外の施設も対象となります。

納付義務の承継

(3) 納付義務の承継

合併、会社分割、事業譲渡、施設の賃貸借等により組織形態が変わった場合も原則として納付義務は承継されます。

組織形態の変更については、それぞれのケースごとに個別に判断していますので、そのような事案が発生する場合は、まず機構に問い合わせてください。

なお、変更が生じる場合は、「名称等変更届出書」とその事案の実態がわかる契約書、登記簿謄本などの添付資料を遅延なく機構に提出するようにしてください。（26ページ参照。）

<質疑応答集>

**Q** 1-1 ばい煙発生施設とは何をいうのですか？

**A** 大防法第2条第2項に規定する施設（具体的には大防法政令別表第一に掲載されていた29施設）をいいます。

**Q** 1-2 SO<sub>x</sub>を排出し得るとはどのようなことですか？

**A** 現在排出しているかどうかということではなく、SO<sub>x</sub>の排出可能（硫黄分を含む燃原料を燃焼できる等）な施設をいいます。したがって、予備施設及び休止施設も廃止しない限りは、排出し得る施設に含まれます。

**Q** 1-3 試運転や実験的に使用した分の燃原料や、非常用の発電機などで使用した燃料も申告する必要がありますか？

**A** 事業所において前年中に排出されたすべてのSO<sub>x</sub>量が申告の対象となりますので、その分も申告してください。

**Q** 1-4 ばい煙発生施設を設置する事業所が複数隣接してある場合、同一事業所として取り扱うのですか？

**A** ばい煙発生施設設置者の事業所が複数隣接してある場合は、次のとおり取り扱います。

- ① 同一敷地内に組織上、生産工程上等から一体とみなされる複数の事業所がある場合は、同一事業所として取り扱います。
- ② 道路、河川をへだてている等近接した敷地に複数の事業所がある場合は、組織上、生産工程上等からみて、ばい煙を発生する事業所として一体とみなされる場合は同一事業所として取り扱います。

※具体的なケースについては、独立行政法人環境再生保全機構（以下、「機構」という。）に問い合わせして下さい。

**Q** 1-5 排風機（ブロワー）が設置されている施設の最大排出ガス量は、どのようにとらえるのですか？

**A** 排風機によって排出ガス量を吸引し、大気中に排出している場合は、原則として排風機の排風能力（m<sup>3</sup>/h）をもって最大排出ガス量とします。

**Q** 1-6 最大排出ガス量がわからない場合は、どのようにすればよいのですか？

**A** 機構に問い合わせてください。

機構では、当該施設の能力等を示す資料を提出していただき、検討した結果を連絡いたします。

**Q** 1-7 昭和62年4月1日に、納付義務の要件を満たしていなかった事業者が、その後施設の拡充等を行った場合はどうなるのですか？

**A** 昭和62年4月1日に、納付義務の要件を満たしていなかった事業者が、その後施設の拡充等を行っても、納付義務者とはなりません。

**Q** 1-8 会社が解散（倒産）した場合の納付義務の取扱いは、どうなるのですか？

**A** 会社が解散（倒産）し、事業を引き継ぐ法人がない場合は、清算終了の日をもって納付義務が消滅しますが、清算終了時までには、賦課金を申告・納付する義務があります。

なお、合併などにより事業が引き継がれることがあります。この場合は2ページの(3)及びQ 1-13, 1-14を参照してください。

**Q** 1-9 廃止施設であるか否かは、どのように判断するのですか？

**A** 廃止施設であるか否かは、原則として大防法に基づき「ばい煙発生施設使用廃止届出書」を都道府県等に提出しているか否かによって判断します。

「ばい煙発生施設使用廃止届出書」を提出していれば、廃止施設とみなします。

**Q** 1-10 ばい煙発生施設の一部を廃止又は能力を変更した場合の納付義務の取扱いはどうなるのですか？

**A** 昭和62年4月1日に、納付義務者としての要件を満たしていた事業者が、その後ばい煙発生施設の一部を廃止又は能力の変更等を行い、最大排出ガス量の合計が旧指定地域で $5,000\text{m}^3\text{N/h}$ 未満、その他地域で $10,000\text{m}^3\text{N/h}$ 未満に減少した場合であっても賦課金の申告・納付の義務を負うこととなります。

**Q** 1-11 ばい煙発生施設のすべてを廃止し、大防法の届出対象外の施設に更新した場合の納付義務の取扱いはどうなるのですか？

**A** 昭和62年4月1日において、納付義務の要件を満たしていた事業者が、その後ばい煙発生施設のすべてを廃止し、大防法の届出対象外の施設に更新した場合であっても、それら施設から排出されるSO<sub>x</sub>量を算定し、賦課金を申告・納付する義務を負うこととなります。

**Q** 1-12 事業の停止によって、ばい煙発生施設のすべてを廃止した場合の納付義務の取扱いはどうなるのですか？また、事業所を移転した場合の納付義務の取扱いはどうなるのですか？

**A** いずれの場合も納付義務は継続されます。現在分の取扱いについてはケースによって異なりますので、必ず機構に算定方法について相談してください。

**Q** 1-13 昭和62年4月1日以降に会社の合併があった場合、過去分賦課金の計算の基礎になる過去分SO<sub>x</sub>累積換算量はどのようになるのですか？

**A** 合併によって消滅することとなる会社の過去分SO<sub>x</sub>累積換算量は、合併後の新会社又は存続会社に包括的に承継されることとなります。

**Q** 1-14 合併、会社分割、事業譲渡、施設の賃貸借等により組織形態が変わった場合の取扱いはどうなるのですか？

**A** 合併、会社分割、事業譲渡、施設の賃貸借等により組織形態が変わった場合も原則として納付義務は承継されます。

組織形態の変更については、それぞれのケースごとに個別に判断していますので、そのような事案が発生する場合は、まず機構に問い合わせてください。

**Q** 1-15 年の途中（平成29年6月）に施設の一部を廃止したため、最大排出ガス量の合計が15,000m<sup>3</sup>N/hから12,000m<sup>3</sup>N/hに減少しました。この場合、廃止した施設の分のSO<sub>x</sub>量は申告する必要はありますか？

**A** 前年中（1～12月）に当該工場から排出されたすべてのSO<sub>x</sub>が申告の対象となりますので、平成29年1月から廃止した平成29年6月までの間にSO<sub>x</sub>の排出実績があれば、この分も含めて申告する必要があります。

## 2 申告書の記載方法

代表者又は代理人

- (1) 用紙申告及びFD・CD申告の事業所は、代表者印を必ず申告書に押印してください。ただし、代理人選任・解任届出書によって代理人を選任している場合には、代理人の印を押してください。オンライン申告の場合は、事前登録が必要となります。
- (2) 申告書の記載事項を訂正する場合は、必ず代表者（代理人を選任している場合は代理人）の訂正印を押印してください。

### <質疑応答集>

**Q** 2-1 代理人を選任していない場合でも、申告書の代理人欄に記入する必要がありますか？

**A** 必要ありません。

**Q** 2-2 賦課金を延納申請する場合、延納回数は4回未満でも可能ですか？

**A** 賦課金額が30万円以上である納付義務者が延納することができますが、4回未満は選択できません。「全納」か「4期に分けて延納するか」どちらかを選ぶ必要があります。

### 3 申告と納付の方法

- |        |   |
|--------|---|
| 申告書の提出 | (1) 用紙申告及びFD・CD申告の平成29年度申告関係書類は、商工会議所宛に <u>平成30年5月15日（火）まで</u> に提出してください。     |
| 納付     | (2) 納付は、所定の賦課金納付書によって取扱金融機関の本支店又は機構の窓口で行ってください。<br>なお、取扱金融機関で納付する場合の手数料は不要です。 |

#### 【参 考】

商工会議所は、平成30年度版「汚染負荷量賦課金申告・納付の手続き（以下「手続き編」という。）」の48ページを、取扱金融機関は49ページをそれぞれ参照してください。

#### <質疑応答集>

**Q** 3-1 事業所が複数ある場合は、それぞれの申告書を本社がまとめて直接機構へ提出してもよいですか？

**A** まとめて直接機構へ提出することはできません。必ず事業所を管轄している商工会議所へ、それぞれ提出してください。

なお、各事業所の賦課金の納付は、本社等で一括納付することも可能です。その場合は、納付書の「複数事業所分をまとめて納付」欄の「する」に○を付し、納付書の第3片（領収済通知書）裏面に、その明細を忘れずに記入してください。

**Q** 3-2 「手続き編」（49ページ）及び「納付書・領収証書（裏面）」に記載のある金融機関以外でも賦課金の納付は可能ですか？

**A** 賦課金の納付は、「手続き編」又は「納付書・領収証書（裏面）」に記載している金融機関以外でも納付していただくことは可能ですが、その場合には振込み手数料が必要になります。

## 4 硫黄酸化物の年間排出量の算定

SO<sub>x</sub> 排出量

硫黄酸化物の排出量の算定には、過去分賦課金の基礎となる算定基礎期間におけるSO<sub>x</sub> 排出量（過去分SO<sub>x</sub> 累積換算量）の算定と、現在分賦課金の基礎となる前年のSO<sub>x</sub> 排出量（現在分）の算定があります。

累積換算量

### (1) 過去分SO<sub>x</sub> 累積換算量の算定

算定基礎期間における各事業所のSO<sub>x</sub> の各年間排出量に、各年の換算係数をそれぞれ乗じて合計します。

各事業所の数値は、各々の申告書の過去分累積換算量欄に、オンライン申告及びFD・CD申告では自動的に表示され、用紙申告ではプリントされています。

#### 【参 考】

##### ・算定基礎期間

昭和57～昭和61年の5年間をいいます。なお、この期間は将来にわたって固定された期間です。

##### ・換算係数

算定基礎期間における各年度の賦課料率（単位円/立方メートル）の1/1000の数値（単位なし）をいいます。なお、この換算係数は昭和62年政令第368号にて公布されております。

SO<sub>x</sub> 排出量の算定

### (2) 前年（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）のSO<sub>x</sub> 排出量の算定（現在分）

- ① 算定の方式は、公健法施行規程第3条本文に示されている方法（すなわちA様式）によることが原則です。
- ② D様式は、地方自治体等の清掃工場専用様式です。一般の事業所はA様式を使用してください。
- ③ E様式は脱硫効率、b様式は排出ガスの測定結果を明らかにする書類です。

【注意事項】

- ・算定様式を選択に当たって疑問がある場合は、機構に問い合わせてください。
- ・施設名を必ず記入してください。
- ・燃原料が液体及び固体の場合のSO<sub>x</sub>排出量の計算において、22.4/32 を乗じていないものが一部にみられます。必ず乗じてください。

<質疑応答集>

**Q** 4-1 SO<sub>x</sub>排出量の算定に機構指定以外の様式を使用してもよいですか？

**A** 機構指定の様式を使用してください。

なお、納付義務者がエクセル等で様式を独自に作成する場合は、各様式の1枚目（機構用）及び2枚目（機構用写）を機構の様式と同一のものとしてください。

## 5 A様式を用いる場合の算定方法

	<p>&lt; A様式について &gt;</p>
	<p>(1) A様式は燃原料及び廃棄物の使用量、密度及び含有硫黄分からSO<sub>x</sub>排出量を求める場合に使用する最も標準的な様式です。</p>
N o .	<p>(2) A様式の記入上の注意</p> <p>(イ) N o .</p> <p>上欄に様式ごとの通し番号を、下欄に全枚数記入します。</p>
脱硫の有無	<p>(ロ) ⑥脱硫の有無</p> <p>該当する脱硫項目にすべて○印を付します。</p>
密度	<p>(ハ) ⑨密度</p> <p>小数点以下3けたまで記入します。</p>
含有硫黄分	<p>(ニ) ⑩含有硫黄分</p> <p>%表示で小数点以下2けたまで記入します。</p>
各数値の取り扱い	<p>(3) 成績表の数値の取扱い</p> <p>密度-----小数点以下4けた目を切り捨て、3けたまでとします。</p> <p>含有硫黄分--小数点以下3けた目を切り捨て、2けたまでとします。</p>
加重平均値	<p>(4) 加重平均値を求める場合の注意</p> <p>密度-----加重平均した数値は小数点以下4けた目をJIS Z 8401 (数値の丸め方) による方法又は四捨五入によって、小数点以下3けたまでの数値とします。</p> <p>含有硫黄分--加重平均した数値は%表示で小数点以下3けた目をJIS Z 8401による方法又は四捨五入によって小数点以下2けたまでの数値とします。</p>

**【注意事項】**

含有硫黄分の加重平均値の算出は、申告書類作成マニュアル（以下「作成編」という。）（39～43ページ）を参照し、必ず密度を加味した加重平均としてください。

なお、加重平均をしたときの数値は、JIS Z 8401による方法（「作成編」75ページ参照）又は四捨五入した数値を記入してください。

**【参 考】**

燃原料コードの記入例（作成編の73ページ参照）

- ・混合した状態で重油を購入し使用している場合：混合重油…コード<sup>09</sup>
- ・オフガスを使用している場合：その他の気体燃料…コード<sup>59</sup>

標準的硫黄分

(5) 標準的硫黄分

標準的硫黄分を使用し、かつ廃棄物等の焼却時の水分を分析しており、その結果が「作成編」（73ページ）の標準的硫黄分一覧表による平均的水分と異なる場合は、焼却量を補正し、標準的硫黄分をそのまま乗じてSO<sub>x</sub>排出量を求めてください。

補正後の焼却量の計算

$$\text{補正後の焼却量 (kg)} = \text{焼却量 (kg)} \times \frac{100 - W}{100 - W_0}$$

W = 焼却時に分析した水分 (%)

W<sub>0</sub> = 「作成編」の73ページに記載されている平均的水分 (%)

<質疑応答集>

**Q** 5-1 様式の使用枚数は、燃原料の種別ごと、脱硫装置ごとに様式を作成することになっていますが、具体的に説明してください。

**A** 例えば、A重油とC重油を使用しているときは、A重油でA様式1枚、C重油でA様式1枚作成してください。

また、年の途中で燃原料を変更した場合は、新たにもう1枚A様式を作成してください。

さらに、同じ燃原料を使用している場合、脱硫装置が設置されている施設と、設置されていない施設がある場合は、それぞれA様式を分けて作成してください。

**Q** 5-2 液体燃料をkg単位で管理している場合、密度の記入はどうすればよいですか？

**A** 「使用量の単位」の欄のkgを○で囲み、密度の欄の記入は不要です。

**Q** 5-3 加重平均はどんな場合に必要ですか？

**A** 加重平均は、密度及び含有硫黄分の平均を求めるときに、それぞれの数値に使用量等乗じて平均する方法で、複数の購入先あるいは複数の製造ロットの燃料を同一タンクに受け入れ、同一月内に使用した場合などにおいて、月別の平均密度及び含有硫黄分を求める場合に必要です。

なお、前月繰越分がある場合は、繰越分を含めて加重平均してください。

**Q** 5-4 購入先の成績表が各月ない場合はどうすればよいですか？

**A** 重油等の購入先の試験成績表は、製造ロットごとに異なりますので、密度・含有硫黄分が変わるごとに取り寄せてください。

使用している重油等が前月と同じロットであれば同一の密度・含有硫黄分となります。

**Q** 5-5 購入先成績表を月1枚しかもらっていないが、その数値を月間に適用してもよいですか？

**A** 購入元からその月に同一ロットのものが供給されていれば、適用して結構です。

**Q** 5-6 含有硫黄分が0.01%未満の灯油等の燃料で成績表がない場合がありますが、どうすればよいですか。また、この場合の申告はどのようにすればよいですか？

**A** 購入メーカーに問い合わせ、成績表を取り寄せてください。ただし、都市ガスについては不要です。

また、灯油、LPG等で含有硫黄分値が0.01%未満の場合は、年間計欄に使用量と代表的な密度及び含有硫黄分(0.00)を記入し、SO<sub>x</sub>排出量欄は「0.0」として記入してください。記入方法は、「作成編」(16～17ページ)を参照してください。

**Q** 5-7 使用燃原料が作成編のコード表(73ページ)に見当たらない場合のコードは、どのように適用すればよいのですか？

**A** 燃原料コード表に記載されている液体燃料・固体燃料・気体燃料・廃棄物・原材料の区分の中にそれぞれ「その他」のコードがあります。この中から該当するコードを選び、できる限り具体的な燃原料名を記入してください。該当するコードが見当たらない場合は、機構へ問い合わせてください。

**Q** 5-8 燃原料コード表から特A重油、特B重油及び特C重油が除かれていますが、特A重油、特B重油及び特C重油を使用している場合には、どのコードを使用すればよいのですか？

**A** 特A重油はA重油、特B重油はB重油及び特C重油はC重油として、それぞれの重油コードを使用してください。

**Q** 5-9 数種類の廃棄物が混入していて含有硫黄分が不明の場合はどうすればよいのですか？

**A** 廃棄物の種類ごとの量を算出し、「作成編」(73ページ)の標準的硫黄分一覧の数値を用いて申告してください。一覧にある平均的水分と異なる場合は水分補正をしてください。標準的硫黄分が分類にない場合は、機構へ問い合わせてください。

**Q** 5-10 「作成編」中の標準的硫黄分とはどのようなものですか？  
また、どんな場合に用いればよいですか？

**A** 「作成編」の標準的硫黄分は、全国的な平均値です。事業所における廃棄物等の含有硫黄分が不明な場合に用います。  
なお、この標準的硫黄分は、平均的水分を加味した湿り状態で表示してあります。  
「作成編」に記載のない廃棄物等については、含有硫黄分を分析してください。

**Q** 5-11 廃棄物を自社分析（又は第三者分析）した結果、「作成編」の標準的硫黄分と異なる値となった場合、分析値を用いてSO<sub>x</sub>排出量を算定してよいですか？

**A** 分析値を使用してください。この場合、分析方法・分析者及び分析データを明記した資料を添付してください。

**Q** 5-12 廃棄物の量が把握できないときはどうしたらよいですか？

**A** できるだけ廃棄物の量を把握してください。どうしてもわからない場合は、例えば、「定格能力 × 稼働時間」として算定してください。

**Q** 5-13 多種類の廃棄物を焼却している場合、それぞれ別の用紙を用いるべきですか？

**A** 産業廃棄物を焼却している場合は、種類ごとに焼却量を把握し、個々にA様式を用いて算定してください。

## 6 B、C、D様式を用いる場合の算定方法

B様式

〈B様式について〉

- (1) B様式は、排出ガス量、 $O_2$ 濃度、 $SO_x$ 濃度等の排出ガス測定によって $SO_x$ 排出量を算定する場合に用いますが、この場合必ず2か月に1回以上（常時測定義務のある施設は1か月間の平均値を用います）の測定が必要です。
- (2) 燃原料の使用量、密度、含有硫黄分のデータが不明又は不正確であっても概略値を記入します。
- (3) 記入方法等は「作成編」（19～23ページ）及び様式裏面の「記入上の注意」を参照してください。
- (4) 排出ガス測定の結果を明らかにする書類としてb様式を添付します。

### 【参 考】

大気汚染防止法に定める測定回数

大気汚染防止法第16条

大気汚染防止法施行規則第15条

1 施設の排出口において排出 $SO_x$ 量が  $10m^3N/h$  以上の場合は2か月を超えない作業期間ごとに1回以上、 $10m^3N/h$ 未満の場合は、年に1回以上の測定が必要です。

C様式

〈C様式について〉

- (1) C様式は、製品等に硫黄分が吸収される場合に用いますが、施設に装入する硫黄分を含有する燃原料及び産出する製品等は全て記入するとともに、月1回以上の硫黄分分析値を求めることが原則です。
- (2) 原料及び製品等の含有硫黄分は、%表示で小数点以下4けた目は切り捨て、3けたまでとします。ただし、燃料はA様式に準じます。
- (3) 燃原料の密度・含有硫黄分については、購入先成績表の数値を使用してください。含有硫黄分の異なる燃原料を同じ月に使用する場合は加重平均を行ってください。

- (4) 原料及び製品等の含有硫黄分に自社分析値を用いる場合は、その理由、分析方法、分析者及び分析データを明記したものを添付してください。
- (5) 必ず月ごとに小計欄を設けるとともに月ごとの硫黄量 (1)、硫黄量 (2) 及びSO<sub>x</sub>排出量を記入してください。

**【参 考】**

月間のSバランスで装入側硫黄量より産出側硫黄量が多くなることはあり得ません。産出側硫黄量が多くなった場合には、使用量、生産量の把握方法、さらに含有硫黄分の分析方法について見直してください。

D様式

〈D様式について〉

- (1) D様式は、一般廃棄物を焼却する地方自治体等の清掃工場のみが使用する様式です。
- (2) 脱硫装置を設置し、脱硫効率を適用する場合には、E様式も併せて作成してください。
- (3) 排出ガス測定によって算定する場合は、2か月に1回以上の測定が必要です。この場合、b様式を併せて作成してください。

**【注意事項】**

助燃剤を使用している場合は、D様式に記入欄がありますので、こちらで計算してください。(なお、A様式で算定した場合は、重複しないように注意してください。)

<質疑応答集>

**Q** 6-1 B様式を用いる場合、燃原料の種別、使用量、密度及び含有硫黄分は、排出SO<sub>x</sub>量の算定の過程を示すものではないため、不要ではありませんか？

**A** 排出SO<sub>x</sub>量の目安としますので、燃原料の種別、使用量、密度及び含有硫黄分はできる限り記入してください。

**Q** 6-2 排出ガスの測定によって、SO<sub>x</sub>排出量を算定する場合、測定回数は何回が妥当ですか？

**A** 2か月に1回以上実施してください。

**Q** 6-3 燃原料の使用量、含有硫黄分等が月別に明らかになっていますが、2か月に1回の測定データがあるので、B様式を用いて申告してよいですか？

**A** B様式はいわゆる特例方式で、A様式によって算定することが困難な場合（使用量、含有硫黄分、脱硫状況がつかみにくい等）に用いることになっていますので、この場合はA様式で算定してください。

**Q** 6-4 原料、製品等の含有硫黄分の桁数が、A様式に比し、1けた下げられている理由は何かあるのですか？

**A** C様式は装入する硫黄量と、産出する硫黄量の差からSO<sub>x</sub>排出量を求めるものです。このため、装入側と産出側の硫黄量を正確に求める必要があることから、小数点以下3けたに統一しました。

**Q** 6-5 廃棄物であればすべてD様式を使用してもよいですか？

**A** 廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物とに区別します。一般廃棄物を焼却する清掃工場の場合、D様式を使用してください。D様式は、地方自治体等の清掃工場専用様式のため、一般の企業では使用できません。

なお、産業廃棄物は、その種類ごとにA様式を用い、SO<sub>x</sub>排出量を算定してください。

**Q** 6-6 都市ごみの含有硫黄分が自社分析(又は第三者分析)によって明らか場合は、自社分析値を用いてよいですか？

**A** 分析値を使用してください。この場合は、分析方法、分析者及び分析データを明記した資料を添付してください。

**Q** 6-7 D様式を用いて、排出ガス測定によって算定する場合の測定回数は、何回必要ですか？

**A** B様式と同様に2か月に1回以上必要です。この場合、必ずb様式を添付してください。測定回数が不足する場合は、D様式「a. 廃棄物の硫黄分より算定する場合」によって算定してください。

**Q** 6-8 助燃剤を年間複数回購入している場合、密度・含有硫黄分は、加重平均するのですか？

**A** 加重平均してD様式の助燃剤等の欄に記入し、SO<sub>x</sub>排出量を算定してください。また、助燃剤を、D様式に記入しないで、A様式を用いて申告しても構いません。ただし、この場合には、助燃剤はD様式に記入しないでください。

## 7 E様式及びb様式について

### 排出ガス測定

〈排出ガス測定について〉

- (1) 排出ガスの測定は、施設の平均的稼働状態の時に測定してください。
- (2)  $\text{SO}_x$ 濃度の分析方法は、JIS K 0103（排ガス中の硫黄酸化物分析方法）に定める分析方法から、硫黄酸化物（ $\text{SO}_2 + \text{SO}_3$ ）を分析する方法を、濃度に応じて選んでください。
- (3) 排出ガスの測定については、「作成編」（44ページ）を参照してください。

#### 【補正について】

1. 連続計などを用いて $\text{SO}_2$ 濃度を測定している場合は、 $\text{SO}_x$ 濃度を測定し、補正係数を求めてください。 $\text{SO}_x$ 濃度 $<$  $\text{SO}_2$ 濃度の場合は補正係数を1としてください。補正係数の求め方は「作成編」（57ページ）を参照してください。
2. 上記以外の補正は、測定時の実態に応じて補正することとし、その補正理由及び補正方法を明示してください。

JIS K 0103に定める硫黄酸化物（ $\text{SO}_2 + \text{SO}_3$ ）の分析方法

イオンクロマトグラフ法 0.5～290ppm

沈殿滴定法 140～700ppm

（光度滴定の場合、下限は50ppm）

比濁法 5～300ppm （附属書による）

中和滴定法 70～2,800ppm （附属書による）

（試料採取ガス量200の場合）

E及びb様式には、 $\text{SO}_x$ 濃度測定方法・採取ガス量を必ず記入してください。

- E様式
- ＜E様式について＞
- (1) E様式は、A、C及びD様式において脱硫がある場合、脱硫効率を排出ガスの測定結果等から算定するための様式です。
  - (2) 記入方法や補正等は、「作成編」(46～59ページ)及び様式裏面の「記入上の注意」を参照してください。
- b様式
- ＜b様式について＞
- (1) b様式はB様式及びD様式のb欄を使用する場合、その算定の基礎となるSO<sub>x</sub>濃度・排出ガス量等の測定の結果を明らかにするものですから、必ず記入してください。
  - (2) 排出ガス経路の簡略図中には測定位置を明確に記入してください。
  - (3) A様式で算定できない理由を具体的に記入してください。
  - (4) 記入方法や補正等は、「作成編」(60～69ページ)及び様式裏面の「記入上の注意」を参照してください。

<質疑応答集>

**Q** 7-1 排出ガス測定を行う場合、 $O_2$ 濃度の測定は、必要ですか？

**A**  $SO_x$ 濃度と排出ガスを同時に測定していれば $SO_x$ 量は算定できますが、排出ガスを検証するため、できるだけ測定してください。

**Q** 7-2 連続計で $SO_2$ 濃度を測定していますが $SO_x$ 濃度の測定が必要ですか？

**A**  $SO_2$ 濃度の連続測定を行っている場合には、化学分析によって $SO_x$ 濃度の測定を行い、これと同時刻の $SO_2$ 濃度との比から $SO_3$ の割合を求め、 $SO_x$ 濃度への補正係数を算定してください。

**Q** 7-3 乾き排出ガスを燃原料の組成から計算してもよいですか？

**A** 排出ガス測定位置がダクトの屈曲部分又は断面形状の急激に変化する部分にある等の理由で平均流速値が得にくく、排出ガスの算定が困難な場合は、平均的な燃原料の組成・使用量及び排出ガス中の $O_2$ 濃度等の値から理論計算によって乾き排出ガスを算定してください。

**Q** 7-4 排出ガスを苛性ソーダで洗浄しているため、 $SO_x$ 濃度が検出限界以下となりますがどうしたらよいですか？

**A** 排出ガス測定を、より低濃度域の分析が可能な分析方法に変更してください。  
また、標準的濃度範囲より低濃度の分析の場合は、イオンクロマトグラフ法によって分析してください。それでも検出限界以下となった場合には、機構へ問い合わせてください。

**Q** 7-5 脱硫効率の算定に係る排出ガスは、年何回測定すればよいですか？

**A** 1 施設の排出口において排出  $\text{SO}_x$  量が  $10\text{m}^3\text{N/h}$  以上の場合は、2 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上、 $10\text{m}^3\text{N/h}$  未満の場合は、年に 1 回以上の測定が必要です。また、大防法で常時測定が義務づけられている施設は、月 1 回算定してください。負荷の変動によって脱硫効率が増減する装置については、負荷が変わる期間ごとに測定するようにしてください。

**Q** 7-6 脱硫効率を実測値によらないで設計値、文献値等の値で申告してもよいですか？

**A** 脱硫効率は、実測値によって申告してください。

**Q** 7-7 補正後の脱硫効率を算定する場合、E 様式以外の独自の様式を使ってよいですか？

**A** E 様式を用いて算定していただきますが、E 様式を用いることが困難な場合には、E 様式の「1. 一般事項」及び「3. 脱硫過程の簡略図」を記入し、補正後の脱硫効率の算定過程を明らかにする書類を別途添付してください。

**Q** 7-8 排出ガスの測定が年 2 回以上の場合、E 様式は何枚作成すればよいですか？

**A** 1 つの補正後の脱硫効率の算定について E 様式を 1 枚作成します。もし年 6 回測定した場合は、E 様式を 6 枚作成してください。また、1 施設で 2 枚以上作成する場合で、「1. 一般事項」及び「3. 脱硫過程の簡略図」に変更がないときは、2 枚目以降は、同項目を省略して結構です。

**Q** 7-9 年に 1 回脱硫効率を算定していますが、途中で仕様の異なる脱硫装置に交換した場合、脱硫効率の適用期間は、どうすればよいですか？

**A** 脱硫装置を交換した時点で改めて脱硫効率を算定し、交換以後の  $\text{SO}_x$  排出量の算定に適用してください。旧装置の脱硫効率を新装置に適用しないでください。

## 8 申告書に添付すべき書類

添付書類

- (1) 申告書に添付すべき書類は、次のとおりです。
  - ① 算定の過程を示す書類（A、B、C及びD様式）  
※3枚複写の上の2枚（機構用と機構用写）を提出します。
  - ② 使用量、密度及び含有硫黄分を明らかにする一覧表
  - ③ 脱硫している場合は「補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類（E様式）」
  - ④ 排出ガスの測定によってSO<sub>x</sub>排出量を求める場合は「排出ガスの測定の結果を示す書類（b様式）」
  - ⑤ E及びb様式によることができない場合は、それらの算定過程及び測定結果を明らかにする書類

申告方法によって提出方法が異なりますので、詳細は「手続き編」（5ページ、及び10～11ページ）を参照してください。

「使用量、密度及び含有硫黄分を明らかにする一覧表」については、加重平均を要する場合及び自社測定値に基づいて申告する場合に限ります。

なお、購入先の成績表等によって申告する場合で、加重平均を要さない場合（A又はD様式で作成した場合で、燃原料の含有硫黄分0.01%未満のものを使用している場合を含む）は、一覧表の添付を省略することができます。

書類の保存期限

- (2) 上記の添付書類や算定様式作成の基礎となった原始帳票については、**その完結の日から5年間**保存（施行規定第19条）してください。
- (3) 申告書の審査において、必要がある場合には機構から文書又は電話で書類の提出を求めることがあります。

<質疑応答集>

**Q** 8-1 成績表等の添付は、省略してもよいですか？

**A** 燃原料の購入先の成績表は添付していただく必要はありません。ただし、機構から必要に応じて提出をお願いすることがあります。  
なお、SO<sub>x</sub>排出量算定の基礎となった成績表等の原始帳票は、その完結の日から5年間保存してください。

**Q** 8-2 加重平均一覧表を作成する上で、見本はありますか？

**A** 加重平均を行う場合、「作成編」(39～43ページ)を参考のうえ作成してください。  
また、機構ホームページよりExcel雛型ファイルを入手可能ですのでご活用ください。  
(<http://www.erca.go.jp/fukakin/>)

**Q** 8-3 含有硫黄分が0.01%未満のものについては、加重平均一覧表にかえて成績表を添付していましたが、添付しなくてもよいですか？

**A** 添付しなくても結構です。ただし、成績表等の原始帳票は、その完結の日から5年間保存してください。

**Q** 8-4 使用量、密度及び含有硫黄分について電算処理しているのですが、加重平均一覧表の代わりに出力表を添付して差し支えないですか？

**A** 加重平均した結果の数値だけでなく、計算過程が明記されたものであれば出力表でも結構です。

**Q** 8-5 燃料の密度、含有硫黄分について自社測定を行っている場合、どのような添付書類が必要ですか？

**A** 密度、含有硫黄分の数値が自社測定によらざるを得ない場合は、その理由、測定方法、測定者及び測定データを明記したものを加重平均一覧表に添付してください。

**Q** 8-6 賦課金を納付したことを示す領収証書写の添付は必要ですか？

**A** 添付の必要はありません。

**Q** 8-7 本社等が複数の事業所の賦課金を一括して納付した場合、各事業所は、領収書写(納付書第2片)に替わるべきものとして、本社名等、納付年月日、金額、金融機関名を明らかにした書類を添付する必要がありますか？

**A** 必要ありません。ただし、本社等が一括納付する場合は、納付書第3片裏面の「複数事業所分をまとめて納付する場合の納付内訳」欄に各事業所ごとの内訳を記載してください。

**Q** 8-8 申告書、A～Dの算定様式以外の添付書類は、機構用及び商工会議所用とで2部必要ですか？

**A** 機構用の1部だけで結構です。

## 9 申告等に関連する諸届出

- 代理人選任・解任届出書
- (1) 申告を代理人に委任する際に提出する届出書です。過年度において代理人を選任し、その代理人に変更の無い場合は、新たに提出する必要はありません。変更のあった場合は、その都度届出してください。詳しくは「手続き編」(58ページ)を参考にしてください。
- 電子申告等届出書
- (2) オンライン申告をする事業者が提出する届出書です。この届出書は「代理人選任・解任届出書」も兼ねます。詳しくは「手続き編」(60ページ)を参考にしてください。
- 名称等変更届出書
- (3) 本社、工場等の名称、所在地等に変更があった場合に提出してください。
- 事業所の移転や、閉鎖により、ばい煙発生施設等を廃止し、送付先を変更する場合にも提出してください。詳しくは「手続き編」(64ページ)を参考にしてください。
- 合併、会社分割、事業譲渡、施設の賃貸借等により組織形態が変わった場合も原則として納付義務は承継されます。
- 組織形態の変更については、それぞれのケースごとに個別に判断していますので、そのような事案が発生する場合は、まず機構に問い合わせてください。
- なお、変更が生じる場合は、「名称等変更届出書」とその事案の実態がわかる契約書、登記簿謄本などの下記添付資料(「手続き編」12, 28, 32ページ参照)を遅延なく機構に提出してください。

添付資料

変更理由	添付書類
(1) 全面廃止又は工場移転	① 大気汚染防止法に基づく ばい煙発生施設使用廃止届出書(写)
(2) 合併	① 合併契約書(写) ② 会社登記簿謄本(写)
(3) 会社分割又は事業譲渡	① 大気汚染防止法に基づく ばい煙発生施設承継届出書(写) ② 分割契約書(写)、分割計画書(写)、 又は事業譲渡契約書(写)等 ③ 会社登記簿謄本(写)

(4) 施設の譲渡又は賃貸借	① 大気汚染防止法に基づく ばい煙発生施設承継届出書（写） ② 譲渡契約書（写）、 賃貸借契約書（写）等 ③ 会社登記簿謄本（写）
----------------	---

<質疑応答集>

**Q** 9-1 代理人等を変更する場合、届出書は2部提出しなければなりませんか？

**A** 1部で結構です。

**Q** 9-2 代理人とは、公害防止管理者をいうのですか？

**A** 公害防止管理者である必要はありませんが、工場長など責任ある立場の人を選任してください。

**Q** 9-3 施設が老朽化したため施設を廃止し、他の場所に新たな施設を設置した場合や、事業所閉鎖に伴い施設を廃止した場合は、どのような手続きをすればよいですか？

**A** 施設廃止や事業所閉鎖の場合の具体的な手続きについては、機構に問い合わせてください。

**Q** 9-4 会社を解散、清算終了して、所有していたばい煙発生施設のすべてを廃止しましたが、どのような手続きをすればよいですか？

**A** 「手続き編」(64ページ)の記載例を参考に、「名称等変更届出書」に必要事項を記載し、ばい煙発生施設をすべて廃止したことを明らかにする書類として大防法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書(写)及び会社登記簿(清算終了登記)謄本(写)を添え、機構に提出してください。なお、破産や解散の手続きを開始したときは、清算終了する前に必ず機構に連絡してください。

**Q** 9-5 会社が合併した場合には、どのような手続きをすればよいですか？

**A** 「手続き編」(64ページ)の記載例を参考に、「名称等変更届出書」に必要事項を記載し、合併したことを明らかにする書類として合併契約書(写)及び会社登記簿謄本(写)を添えて機構に提出してください。

**Q** 9-6 会社分割を行った場合には、どのような手続きをすればよいですか？

**A** 「手続き編」(64ページ)の記載例を参考に、「名称等変更届出書」に必要な事項を記載し、大防法に基づくばい煙発生施設の承継届出書(写)、分割契約書もしくは分割計画書(写)、または事業譲渡契約書(写)等及び会社登記簿謄本(写)を添えて機構に提出してください。

**Q** 9-7 ばい煙発生施設を譲渡又は賃貸した場合には、どのような手続きをすればよいですか？

**A** 「手続き編」(64ページ)の記載例を参考に、「名称等変更届出書」に必要な事項を記載し、ばい煙発生施設を譲渡・賃貸したことを明らかにする書類として大防法の承継届出書(写)、譲渡等の契約書(写)及び会社登記簿謄本(写)を添えて機構に提出してください。

## 10 申告後に誤りを訂正する場合

申告書を提出した後に、賦課金額に誤りがあることに気づいたときは、事前に機構へ連絡の上、機構の指示に従って処理してください。

所在地の記入ミス等の単純な誤りについては、機構にお問い合わせください。

## 11 強制徴収・罰則・書類の保存義務等

汚染負荷量賦課金に関する書類はその完結の日から5年間保存してください。

※大気汚染防止法の書類保存期間(3年間)とは異なりますので、注意してください。

また、強制徴収や罰則規定も設けられていますので、「手続き」編(6ページ)をご参照ください。

## 12 各届出書の提出方法

平成 XX年度 汚染負荷量賦課金申告書

提出年月日 平成XX年5月10日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

公害健康被害の補償等に関する法律第55条第1項の規定に基づき、次のとおり申告します。

①	申告区分	賦課金区分	汚染負荷量賦課金番号		
			納付義務者番号	工場・事業場	C・D
	10	1	09999	01	0

①納付義務者名又は住所を変更した場合

②代表者を変更した場合

③代理人を変更した場合

④対象工場・事業場の住所又は名称を変更した場合

② 納付義務施設等設置者	(ア)住所	〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310			
	(B)氏名又は名称	青空工業株式会社			
	(a)代表者氏名	青空 一郎 印	(c)同左 代理人	大森 一夫 印	
	(ホ)資本金	10,000千円			
③ 対象工場・事業場	(イ)所在地	〒981-0916 宮城県仙台市青葉区青葉1-2-3			
	(ロ)名称	仙台工場		電話番号	022-277-1122
	(ハ)工場長の氏名	大森 一夫	(ニ)業種名	木材・木製品工	④ 1時間当たりの最大排出ガス量 立方メートル/時 15.00
	(ヘ)工場長印	大森 一夫 印			
⑤ 汚染物質	(イ)硫酸化物排出量	(ロ)単位排出量当たり賦課金(円/立方メートル)	(ハ)=(イ)*(ロ)汚染負荷量		
	経過措置(6/30/算定基礎期間)	円 銭	円 銭	円 157,000	

### ①納付義務者名又は住所を変更した場合

- (1) オンライン申告 ———— 名称等変更届出書をオンライン申告サイトから提出。(用紙での提出も可)
- (2) FD・CD 申告 ———— 名称等変更届出書を用紙で提出。
- (3) 用紙申告 ————

### ②代表者を変更した場合

- (1) オンライン申告 ———— 代表者が電子申告等を行う者の場合は、電子申告等届出書を用紙で提出。
- (2) FD・CD 申告 ———— 届出書の提出不要。変更後の代表者を申告書に記入。
- (3) 用紙申告 ————

③代理人を変更した場合

- (1) オンライン申告 ————— 電子申告等届出書を用紙で提出。
  - (2) FD・CD 申告
  - (3) 用紙申告
- 代理人選任・解任届出書を提出。

④対象工場・事業場の住所又は名称を変更した場合

- (1) オンライン申告 ————— 名称等変更届出書をオンライン申告サイトから提出。(用紙での提出も可)
  - (2) FD・CD 申告
  - (3) 用紙申告
- 名称等変更届出書を用紙で提出。

※その他

①対象工場・事業場の移転や閉鎖により、ばい煙発生施設等を廃止し、申告関係書類の送付先を変更する場合

- (1) オンライン申告 ————— 名称等変更届出書をオンライン申告サイトから提出。(用紙での提出も可)
  - (2) FD・CD 申告
  - (3) 用紙申告
- 名称等変更届出書を用紙で提出。

②識別コード送付先情報を変更する場合（オンライン申告の場合のみ）

・識別コード送付先変更連絡票の提出

- (1) 郵送か FAX での提出。
- (2) オンライン申告システムより、名称等変更届出書の識別コード送付先欄に変更項目を入力し、オンラインより提出。(既に認証情報を取得している場合)

(参考1)

電子申告等届出書の記載上の留意点

電子申告等届出書（兼代理人選任・解任届出書）

（識別コード付与請求書）

賦課金番号				申告者に入力する賦課金番号を入力してください。	
納付義務者名称		対象工場・事業場名			
対象工場・事業場所在地		「電子申告等を行う者」の情報を入力してください。			
電子申告等を行う者 （代表者 または 代理人）	氏名	※施設等設置者との関係			
	住所	※選任日	平成	年	月 日
※被解任者氏名		※解任日	平成	年	月 日
平成 年 月 日		代理人を解任する場合、被解任者の氏名と解任日を入力してください。			
公害健康被害の補償等に関する法律施行規程(第20条及び)第22条第1項の規定により		届出者			
		氏名又は名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の氏名			
		印			
独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿					
識別コード 送付先情報	郵便番号		電話番号	代表者印を必ず押印してください。 法人名・住所・代表者の氏名を入力してください。(代理人不可)	
	所在地				
	法人名				
	事業場名	オンライン申告の際に必要な となる認証情報の送付先を 入力してください。			
	担当部署				
担当者名					

※印は公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第20条の規定により、代理人を選任（解任）する場合のみ記入してください。

(参考2)

代理人選任・解任届出書の記載上の留意点

(様式第1号) (第2条関係)

ばい煙発生施設設置者  
特定施設等設置者 代理人選任・解任届出書

賦課金番号				
ばい煙発生施設 又は特定施設を 設置し、又は設 置していた工 場・事業場	(名称)	(所在地)		
		設置者との関係	新代理人の役職等を 記入してください。	
	住所	選任した日	平成	年 月 日
解任代理人氏名		解任した日	平成	年 月 日
代理人が行うべき事項の範囲	公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づいてばい煙発生施設設置者又は特定施設等設置者がしなければならない事項			

申告書にプレプリントされた  
賦課金番号を記入してください。

代理人を解任する場合、  
被解任者の氏名と解任日を記入してください。

新代理人の役職等を  
記入してください。

平成 年 月 日 届出年月日を記入してください。

公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第20条の規定により、上記のとおり届け出ます。

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあってはその代表者の氏名

間違いの多い例として、支店長や代理人本人が  
届出者になっているケースがあります。  
必ず代表者にしてください。

印

代表者印を押してください。

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

(注)「解任代理人氏名」及び「解任した日」欄は、以前に代理人を選任していない場合は、記入する必要はありません。

(参考3)

名称等変更届出書の記載上の留意点

(様式第2号) (第2条関係)

名称等変更届出書

平成 年 月 日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

納付義務者又は届出者を  
記入してください。

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては  
その代表者又は選任代理人

氏名又は名称

住所

代表者又は選任代

代表者印又は代理人印を  
押してください。

印

申告書にプレプリントされた  
賦課金番号を記入してください。

次のとおり変更があるため、届け出ます。

賦課金番号									変更年月日	平成 年 月 日	
変更理由 (該当するところに☑ を付けて下さい。)	<input type="checkbox"/> 商号変更 <input type="checkbox"/> 営業譲渡 <input type="checkbox"/> 本社の住所変更 <input type="checkbox"/> 工場等の閉鎖・廃止 <input type="checkbox"/> 工場等名の変更 <input type="checkbox"/> 施設の賃貸借 <input type="checkbox"/> 清算結了 <input type="checkbox"/> 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う申告書等の送付先変更 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 工場等の移転 <input type="checkbox"/> 市町村の合併に伴う住居表示等の変更 <input type="checkbox"/> その他( )										
項目	変更前					変更後					
① 納付義務者 (ばい煙発生施設等設置者)	フリガナ										
	名称 (法人名等)						変更箇所のみ記入してください。				
	フリガナ										
住所 (本店等所在地)											
※1 代表者氏名											
② 申告対象工場・事業場	フリガナ										
	名称 (申告対象工場等名称)										
フリガナ											
住所 (申告対象工場等所在地)											
③ 送付先 (申告書等)	フリガナ										
	名称 (法人名部課等)										
	フリガナ										
住所											
連絡担当者氏名				所属部課				電話番号			

工場・事業場の移転、閉鎖等によって  
工場・事業場と異なる住所に申告書類を  
送付する場合に記載してください。

担当者の連絡先等を  
必ず記入してください。

※1 代表者のみの変更の場合、届出する必要はありません。

※2 送付先欄には工場・事業場の移転、閉鎖等により今後申告書の送付先が変更される場合に記載してください。

注1 記載にあたっては、変更箇所のみ記入してください。

注2 工場・事業場の合併、分割、譲渡等があった場合は、新しい認識番号を「電子申告等届出書」の提出  
が必要となります。なお、旧認証情報は無効となります。